大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 7年 7月 7日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アピタ港店名古屋市港区当知二丁目1501番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市港区当知二丁目1501番地	名古屋市港区当知二丁目1501番

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社	ユニー株式会社
代表取締役 榊原 健	代表取締役 榊原 健
愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地
ほか28者	ほか27者

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和7年6月19日
- (2) 小売業者については、令和 7年 1月14日 ほか

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 小売業者については、退店のため ほか
- 5 届出の日令和 7年 6月19日
- 6 届出書の縦覧場所 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 7年 7月 7日から同年11月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年11月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課